

安全対策の充実強化等に関する提言

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北朝鮮による拉致問題について、拉致被害者の情報収集及び全員の一刻も早い帰国の実現に向けて、全力で取り組むこと。

また、拉致の可能性が排除できない特定失踪者等の行方の解明を含めた拉致問題の全容解明に向けて調査を徹底すること。

2. 駐留軍等の再編に係る交付金制度における交付期間の延長、及び防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の制度内容の拡充を図ること。

また、米軍機の低空飛行訓練により、住民は耐え難い騒音被害を被っているほか、事故への不安に悩まされるなど、日常生活にさまざまな悪影響を受けていることから、低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うとともに、騒音被害が解消されるまでの間、騒音や安全性に対する住民の不安を軽減するために必要な措置を講じること。

3. MV-22 オスプレイの安全性について、国が責任を持って住民に説明するとともに、飛行訓練については、関係する自治体に十分な説明を行い、その自治体の意向を十分に尊重すること。

4. 日本海沿岸の海上保安対策に積極的な措置を講じること。

5. 公衆防犯灯のLED化推進に対する支援制度を創設するとともに、LED照明器具の製品規格標準化に向けた取り組みを推進すること。

6. 市民生活の安全・安心の確保と暴力団が敢行する事件の早期検挙等のため、警察による防犯カメラの整備を進めるとともに、街頭防犯カメラを設置する自治体に対し継続的な財政措置を講じること。

また、公共施設への防犯カメラの設置について、申請方法等が簡便であり、設置

普及に配慮した財政措置を講じること。

7. 一人暮らしの高齢者等の孤立死等を防止するため、個人情報への取扱いや立入り調査に関するガイドライン等を作成すること。

8. 自殺対策事業については、自殺者数の減少に向け、長期的かつ積極的に取り組む必要があることから、平成 26 年度まで継続が予定されている地域自殺対策緊急強化基金を恒久化するなど、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

また、国・地方を挙げた総合的なセーフティネットの構築について、積極的な検討を進めること。

9. 「毒物及び劇物取締法」等の関係法令を強化し、青少年の違法ドラッグ等の薬物乱用及び暴力団による密売等に対する規制・監視指導を強化するとともに、違法ドラッグ等の危険性・有害性について国民への啓発を強化すること。